

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、対潜評価隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成27年11月27日

防衛大臣 中谷 元

対潜評価隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 対潜評価隊は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 対潜戦における部隊の運用に関するデータの収集及び処理に関すること。
- (2) 対潜戦における部隊の運用に関する評価、提言並びに調査及び研究に関すること。
- (3) 対潜戦術の開発及び改善に必要な資料（以下「対潜戦術資料」という。）の収集、処理及び配布に関すること。
- (4) 対潜戦術の分析及び指導並びに対潜戦術の開発及

び改善に関する調査及び研究に関すること。

- (5) 対潜戦に関する装備品の分析、指導並びに調査及び研究に関すること。

(司令及び副長)

第2条 対潜評価隊の長は、対潜評価隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、海洋業務・対潜支援群司令の指揮監督を受け、対潜評価隊の隊務を統括する。

4 対潜評価隊に、副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

(編制)

第3条 対潜評価隊に、総務科及び次の2部を置く。

評価部

分析部

(総務科)

第4条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。
- (2) 人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、対潜評価隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(評価部)

第5条 評価部に、次の2科を置く。

評価科

研究科

(評価科)

第6条 評価科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 対潜戦における部隊の運用に関する計画の評価に関すること。
- (2) 対潜戦に関する部隊の能力評価に関すること。
- (3) 対潜戦における部隊の運用の改善に資するための

提言に関すること。

(研究科)

第7条 研究科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 対潜戦術資料の収集、分析、評価、作成、整理、保管及び配布に関すること。
- (2) 対潜戦術の開発及び改善に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 前2号の事務を行うために必要な海洋資料及び水中の音響資料の収集及び処理に関すること。
- (4) 対潜戦に関する装備品の調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対潜戦における部隊の運用の改善に必要な調査及び研究に関すること。
- (6) 対潜戦術及び対潜戦に関する装備品の用法に関する指導に関すること。

(分析部)

第8条 分析部に、次の2科を置く。

分析科

処理科

(分析科)

第9条 分析科においては、対潜戦術及び対潜戦に関する装備品の分析に関する事務をつかさどる。

(処理科)

第10条 処理科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 対潜戦における部隊の運用に関するデータの収集及び処理に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に関するデータの収集要領の調査及び研究に関すること。

(部長及び科長)

第11条 部に部長、科に科長を置く。

- (1) 部長は、司令の命を受け、部務を掌理する。
- (2) 科長は、部長（総務科長にあっては、司令）の命を受け、科務を掌理する。

(委任規定)

第12条 この訓令に定めるもののほか、対潜評価隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。